

## 2022年4月1日から 成年年齢が18歳になります

民法の定める成年年齢が2022(令和4)年4月1日に20歳から18歳に引き下げられます。

18歳、19歳の若者の積極的な社会参加が促される一方で、若者の消費者トラブルの増加が懸念されます。

若年者の消費者教育を一層推進するため、2020(令和2)年4月から消費者教育コーディネーター1名が県に配置されました。

弁護士等の実務経験者を学校に派遣し、実践的な消費者教育を行う「プロフェッショナル出前授業」や、新学習指導要領に基づく校種・教科横断の教員研修など、新たな取組が始まっています。

成年年齢が引き下げられ、成年となるタイミング

(イメージ図)

2020年12月現在

2002年4月2日生まれ (18歳)	19歳	20歳
2003年4月2日生まれ (17歳)	18歳	19歳
2004年4月2日生まれ (16歳)	17歳	18歳

2022年4月1日 施行	
2021年4月～	2022年4月～
未成年	成年
19歳	20歳
18歳	19歳
17歳	18歳

いま、高校1年生のみなさんは、高校3年生の誕生日(18歳)に成年に達します。



遠藤 紀子 消費者教育コーディネーター

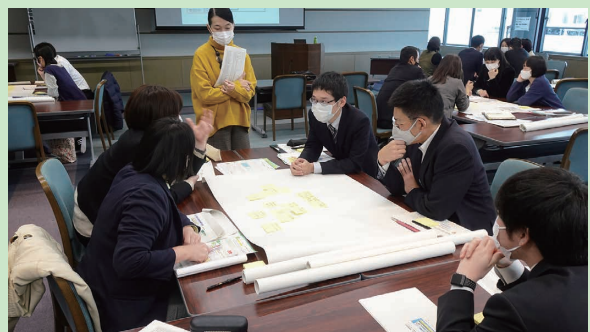
18歳(成年)になったら

◆親の同意がなくても契約できる。

- ・携帯電話の契約
  - ・ローンを組む
  - ・クレジットカードを作る
  - ・一人暮らしの部屋を借りる など
- ～消費者トラブルの増加が懸念されています～



プロフェッショナル出前授業 in 平田高校 (R2.11.18)



消費者教育担当教員研修会 (R2.11.30)

## 消費者の安全・安心なくらしを守るために



近年、消費者トラブルは、少子高齢化の進行や高度情報化社会の進展、経済のグローバル化等により、一層複雑・多様化するとともに、高齢者を巻き込む悪質商法や特殊詐欺による消費者被害件数は、高水準で推移しています。

こうした課題に対応するため、県では、消費生活相談体制の充実・強化を図るとともに、高齢者等の被害防止や救済のための「地域見守りネットワーク」の構築や消費者団体等の活動支援など、関係機関と連携して様々な施策を推進しています。

また、民法改正による成年年齢引下げを見据えた学校教育現場における消費者教育の充実・強化にも取り組んでいます。

県民の皆様の安全・安心なくらしを守るため、今後も継続して消費者行政の充実に取り組んでまいります。

島根県知事 丸山 達也

# 拡大するネット通販市場 トラブルに遭わないための心得

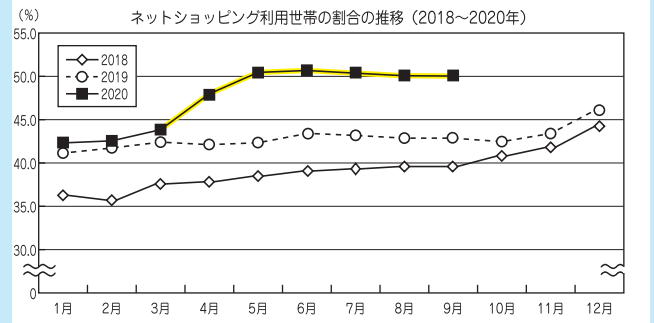
コロナ禍で外出を控える人が増え、2020年3月以降の消費者行動にも変化が現れています。それに伴って「ネット通販」がより身近な存在になってきており、急速に利用が拡大する中でトラブルも増えています。国民生活センターへのネット通販に関する相談件数は、2020年4～9月累計で136,000件と前年同期の約1.5倍にもなり、利用する消費者もトラブルの現状や回避のためのポイントを理解する必要があります。

格安をうたう家具や家電品等の模倣サイトにご注意！

- ☹️ 注文した商品が届かない！
- ☹️ いったいどこと契約したの！？

有名なメーカー等のWebサイトに非常によく似た作りで、正規サイトの価格よりかなり安く商品を販売する模倣サイトによるトラブルが増えています。同様のトラブルは以前から衣服やスニーカー関連にみられましたが、最近では家具や家電などが多い傾向にあります。そこで、模倣サイトによるトラブル事例とともに、注意すべきポイントを紹介いたします。

総務省統計局 ネットショッピングの状況について（二人以上の世帯）



## 相談事例

ネット広告に表示されていた有名な家電メーカーのサイトで掃除機を注文したが、その後、商品到着予定日を2日過ぎても届かなかった。サイトにあったフォームから問い合わせをしても返信が来ず、注文した商品の配送状況も確認できないので、サイトの会社概要に記載されている問い合わせ番号に電話したところ、「それは模倣サイトだ」と言われた。どうやら正規のメーカーのサイトをそのままコピーした模倣サイトで、問合せフォームだけを変えたものらしかった。返金してほしい。

## 模倣サイトによるトラブルにあわないためのチェックポイント



### チェックポイント1

- ◆販売価格が大幅に割引されている。（安くないから正規だとは言えないが、あまりにも安い場合は購入を控える）
- ◆サイトURLの表記がおかしい。（正規サイトのURL表記と少しだけ異なっている、同URLの前後に別の文字が追加されているなど）
- ◆事業者の住所の記載がない。または、住所の記載はあるが、場所を調べてみるとおかしい。（田んぼや畑、個人宅になっているなど）
- ◆事業者への連絡方法が、問い合わせフォームやフリーメールだけになっている。
- ◆決済がスムーズにいかず、何度も入力させられる。
- ◆利用規約等におかしな記載・不当な記載がある。
- ◆サイト内のリンクが適切に機能しない。

### チェックポイント2

- ◆URLを入力してサーバ情報を調べられるサイトを利用し、当該サイト・サーバの情報に不審な点がないか確認する。

### チェックポイント3

- ◆インターネット上の当該サイトに関するトラブル情報を確認する。

### チェックポイント4

- ◆購入前に、当該サイトの運営事業者へ問い合わせを行い、返信内容等を確認する。（返信がない、日本語の字体・文章表現がおかしいなど）



購入前に  
注意！！

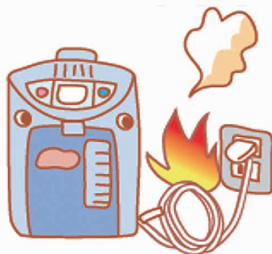
## トラブルにあってしまったら

すぐに最寄りの消費生活センター等に相談してください。海外事業者とのトラブルについては、国民生活センター越境消費者センター（CCJ）でも相談を受け付けています。

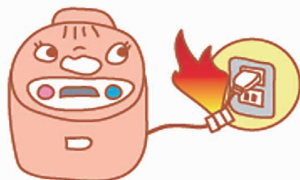
# 製品は正しく使いましょう

## コードや配線器具の事故が多発しています！

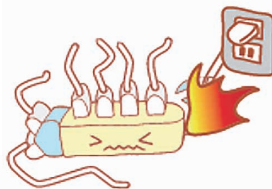
こんな使い方していませんか？



コードを束ねる



自分で修理をする



接続可能な最大消費電力を超えて使用する



コードを曲げたり引張ったりする



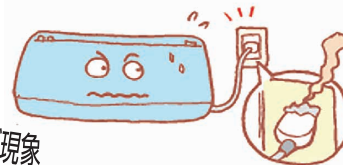
コードを引っ張って抜く



コードを踏みつける



トラッキング現象



ほこりや水分が付いたままにする

## 死亡事故が多く発生しています！！

事例

### こぼれた灯油に引火して火災

石油ストーブから出火し、住宅一棟を全焼。隣接する建物8棟を焼損し、1人が死亡、1人が重傷を負った。(2016年2月大分県)

原因

カートリッジタンクに給油後、給油口キャップを斜め締めにしてしまったため石油ストーブへ戻す際に灯油がこぼれ、拭き取りが不十分な状態で点火したためこぼれた灯油に引火し、燃え広がったものです。

事例

### 就寝中に一酸化炭素中毒

石油ストーブをつけたまま就寝中、一酸化炭素中毒で死亡した。(2013年12月島根県)

原因

密閉した室内で使用していたため、給気不足から不完全燃焼状態となって一酸化炭素が発生したものです。



◆就寝時はストーブを使用しないでください。◆給油するときは、必ず火を消してください。カートリッジタンクのふたが確実に締まっているか確認してください。◆使用する際は、こまめに窓を開けるなど換気をしてください。◆間違えてガソリンを入れると、異常燃焼を起こします。保管場所に注意してください。

## 低温やけどに注意

事例

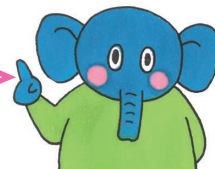
湯たんぽを使用中、脚に低温やけどを負った。(2015年2月神奈川県)

原因

湯たんぽを長時間脚に接触させて使用したため、低温やけどを負ったものです。



- ◆「低温やけど」は、湯たんぽやかたつのほか、使い捨てのカイロなどでも発生します。同じ部位を長時間温めないでください。また、違和感や熱いと感じたら、直ちに使用を中止してください。
- ◆厚手のタオルや専用カバー等で包んでいても低温やけどを負うことがあります。湯たんぽは就寝前に布団の中に入れて、暖まったら出し、電気あんかはスイッチを切ってください。



# 消費生活に関する情報提供

## しまね流エシカル消費のアイデアを募集しました！

コロナ禍でも持続可能な地域づくりを進めるために、県内にお住まいの方を対象として、地産地消、エコなくらしなど「しまね流のエシカル消費（倫理的消費、持続可能な消費）」のアイデアを募集しました。48名の皆さんから様々なアイデアをお寄せいただきました。たくさんのご応募ありがとうございました。

寄せられたアイデアの一例 『地域の食材で料理を作って広めよう！！』（地産地消と障がい者雇用につながる取組）  
『エシカル推しの吉田くん、しまねっこ』（島根県の人気キャラクターを利用した取組） など

お寄せいただいたアイデアは、県ホームページでも公開しています。

## 島根県消費者センター公式YouTubeチャンネル『ZO-chan』開設！



島根県消費者センターでは、消費生活に密着した情報をより分かりやすく解説し、幅広い世代の皆様にご感心を持っていただくため、公式YouTubeチャンネル『ZO-chan』を開設しました。ここでしか見られないオリジナル動画を多数配信中！



～チャンネル登録よろしくお祈いします～

## 困ったときは すぐに相談！



島根県警察 シンボルマスコット みこびーくん  
島根県消費者センター マスコットキャラクター だまされないゾウくん

### 消費者ホットライン

### 島根県消費者センター

### 島根県消費者センター 石見地区相談室

### 警察相談専用電話

局番なしの **188**（泣き寝入りはイヤヤ！）  
※お近くの消費生活センター等につながります。

**0852-32-5916**

受付時間／日曜～金曜 8：30～17：00（祝日・年末年始を除く）  
※日曜は電話相談のみで12：00～13：00は休み

**0856-23-3657**

受付時間／月曜～金曜 8：30～12：00、13：00～17：00  
（祝日・年末年始を除く）※12：00～13：00は松江につながります。

**#9110** または **0852-31-9110**

受付時間／月曜～金曜 8：30～17：15  
（土日・祝日・年末年始及び時間外は当直員が対応します）

## 市町村の消費生活・多重債務相談窓口の電話番号

松江市消費・生活相談室	0852-55-5148
浜田市消費生活相談室	0855-23-3160
出雲市生活・消費相談センター	0853-21-6682
益田市消費生活センター	0856-22-2556
大田市消費生活センター	0854-83-8039
安来市消費生活センター	0854-23-3068
江津市消費生活センター	0855-52-7014
雲南市消費生活センター	0854-40-1123
奥出雲町住民課	0854-54-2510
飯南町住民課	0854-76-2213

川本町町民生活課	0855-72-0632
美郷町住民課	0855-75-1213
邑南町町民課	0855-95-1114
津和野町税務住民課	0856-74-0059
吉賀町税務住民課	0856-77-1113
海士町総務課	08514-2-0113
西ノ島町総務課	08514-6-0101
知夫村総務課	08514-8-2211
隠岐の島町地域振興課	08512-2-8570

【外国人向け相談窓口】しまね多文化共生総合ワンストップセンター（しまね国際センター内）  
相談専用ダイヤル 070-3774-9329（通話料はご負担ください）

この広報の内容に関する  
お問い合わせは



島根県 環境生活総務課 消費とくらしの安全室

**TEL 0852-22-5103**

発行：島根県 環境生活総務課 消費とくらしの安全室  
〒690-0887 島根県松江市殿町8-3

島根県 消費とくらしの安全室

本紙記事の無断転載はご遠慮ください。  
事前に島根県環境生活総務課消費とくらしの安全室にお問合せください。

最新の消費生活情報ははこちらから

Facebook



Twitter

